

## 戊戌変法期の「憲法」

——康有為『日本變政考』を中心として——

佐々木 晴

### はじめに

一般に憲法という語は西洋近代の constitution の訳語として用いられる。それは狭義には成文憲法を意味し、国家の統治体制の基本を定めた根本法であり、また権力の制限を実現すべく権力分立による抑制均衡や国民の権利の保障を規定するものである。より広義には、「実質的意味の憲法」として、国家がある限り必ず存在するはずの國家の根本制度さらに国の根本的あり方を意味するとされる。

さて筆者は、拙論「清末の「憲法」」において、一八七〇年代以降の中国で西洋近代の憲法がどのように受容されてきたかを概観し、その上で日清戦争以後戊戌変法以前の時期について主に梁啓超の「憲法」觀を検討した。そして梁は日本語文献とその翻訳より憲法という語を知り、いずれの国にも存在し一般的の法律・規則類とは区別される基本的な法であると考えたが、権力の抑制均衡や人権保障といった近代憲法の理念を理解するには至らなかつたと推論した。本稿では、これをうけて、戊戌変法の中心人物の一人である康有為の憲法觀を、彼が当時執筆した文

章とりわけ『日本變政考』を手がかりとして解説してみたい。

なお戊戌変法及び康有為については、これまで膨大な研究の蓄積があり、また近年新しい史料が発掘・刊行され、加えて戊戌变法百周年ということもあって、中国では著書や論集の刊行が相次いでいる。<sup>(2)</sup> 本稿で検討する康有為と憲法という問題についてみれば、康は憲法制定と議会開設、即ち立憲君主制の樹立を目指していたとするのが通説であつたが、一九七〇年に黃彰健がかかる見方の史料的根拠を批判し<sup>(3)</sup>、八〇年代には「傑士上書彙録」<sup>(4)</sup>が発現し戊戌年の康の上奏の内容が判明したことにより、様々な議論がなされるようになった。今日では、康は立憲君主制の実現を目標としていたが戊戌变法期の上奏では周囲の状況を考慮してこれを主張しなかつたとするのが一般的であり、その上で康の改革構想の変遷とその理由、康の構想と变法上諭との関係などが論ぜられている。<sup>(5)</sup>

日本においては、小野川秀美、彭澤周、深澤秀男の著書はいずれも康は戊戌变法に際し立憲君主制の樹立を目指していたとしており<sup>(6)</sup>、近年これへの疑問が提起されているものの<sup>(7)</sup>、かかる見方が今日に至るまでいわば通説として概説書等に記されている。

しかしながら、従来の研究は、中国憲政史の通史<sup>(8)</sup>を含めて、当時「憲法」がどのようなものと考えられていたかを考察しておらず、むしろ康の文章に見える憲法という語をそのまま西洋近代的な狭義の憲法と捉えるという傾向が続いており<sup>(9)</sup>、これが康は立憲君主制の実現を目指したとする見解を支えることになっている。また戊戌期の康の憲法觀を考えるには『日本變政考』の検討が不可欠であるが、これに立入った分析を加えた研究は今なお僅少であると思われる。<sup>(10)</sup>

本稿は、以上のような研究状況に鑑み、戊戌変法当時康有為は憲法という語をどのような意味で用いていたか、権力の分立と抑制均衡や国民の権利の保障といった近代憲法の原則をどれ程理解していたか、彼が制度局で議すべしと主張する「憲法」の内容は如何なるものであったか、を解明し、以て康が当時立憲君主制の樹立を目指していたとする通説的見解を見直さんとするものである。

## 一、康有為の日本觀と「憲法」の提唱

### 1、日本への関心と『日本書目志』

周知の如く、康有為は儒教經典を読みかえ孔子を改制者と位置づけることを自らの改革論の基礎に据えたが、戊戌年にはこれを改め、明治維新をモデルとする変法を主張する。先ずこれに至るまでの康の日本觀を見てみよう。

彼は『桂學問答』（一八九四年）で読むべき文献を紹介しているが、外国の地志については、『瀛環志略』などとともに『游歷』・日本圖經と『日本新政考』<sup>(1)</sup>を挙げている。この両書は一八八〇年代末に清朝から派遣されて日本を調査した遊歴官の記録であり、当時の著作の中では最新の日本情報を伝えるものであった。<sup>(2)</sup>また政俗の項に見える『使東述略』は一八七七年に渡日する初代駐日公使何如璋の北京出発から東京に着任するまでの日記である。當時、日本関連書は僅少であったが、康がこれらによつて日本の内情を論ずることはなかつた。

日清開戦後に書かれた「攻日策」は、対日戦で攻勢をとり横浜など日本本土を攻撃せよと述べている。その際、康は中国から日本への航路や日本の地理を説明しているが、これは概ね姚文棟『日本地理兵要』（一八八四年）の

「例言」を引き写したものであった。<sup>(13)</sup> 日清戦争以前、康は、大方の清朝士大夫と同じく、日本の政治や社会に対し特に关心や知識を有していたわけではなかつたと考えられる。

日清戦争が清国の敗北で終り講和条約が締結されると、康は三篇の長文の上奏を認め、変法の必要と方策を詳論している。この中で彼は、西洋に關しては、その富強の理由として、諸国の並立・競争と學術獎励及び議院を設け下情を通じていることを挙げているが、日本の政治や社会には殆ど触れていない。

其の「首睦仁」と其の相三条実美、其の政を改紀し、國日ごとに富み強し。

日本の制を變ずるや、県を以て國主に直隸し、親王出でて知県となる。故に下情達せざるなく、挙事行われざるなし。

と記し、維新変革に対する若干の関心と讚嘆を示唆している程度である。<sup>(14)</sup> 敗戦により日本という存在に目を向けざるをえなくなつた時、康の日本認識はこのようなものであつた。

康は北京での上書や強学会設立といった活動を終えた後、一八九六年初頭には広州へ戻るが、この前後の頃より改革の参考とすべく日本書を収集し、また門弟とともに『日本書目志』を編纂する。その自序で彼は自らの意図を次のように説明している。自強を実現するには西洋の學問を学ばねばならぬが、今日翻訳書は僅かしか存在しない。他方日本では西洋の主要な學術書はほぼ翻訳されている。日本の文字は吾が文字と同じで「空海の伊呂波文」を三割程度雜えているにすぎぬ。日本書を収集して翻訳刊行するのが最善の道である。<sup>(15)</sup>

『日本書目志』は一八九七年秋にはほぼ完成し、翌年出版され、また光緒帝に上呈されている。同書には政治、

法律など一五門にわたる八千弱の日本書の書名・著訳者名などが記されており、各門はさらに類に分けられ、また随所に「按語」即ち註解が付されている。

それでは同書において憲法はどのように扱われているのであるか。その法律門は「帝国憲法」「外国憲法」以下「法規雑書」に至るまでの三二類に分類され、「帝国憲法」には二八種の、「外国憲法」には七種の書名が掲載されている。様々な法律書四四二種を三二に分類し、その冒頭に憲法を配置していることから、康は憲法なるものを基本的な法と見なしたと推定してよいであろう。

しかしながら「外国憲法」の後の按語は、

大衆を聚むるに、則ち律法なくして以て之を治むる能わず。族に譜あり、国に法あるは天の理なり。日本、維新より以来、泰西の政を考求し、法度を更め立つ。『憲法』講義』『帝国憲法』図解』は詳しきかな。『国憲汎論』『美國憲法史』『〔歐洲〕各國憲法』『万國現行憲法比較』の四種、最も精し。其れ『内外臣民公私権考』、人、自主の権あり、又互制の法ありとす。泰西の良法なるかな。

と記すのみで、憲法とは何であり何を規定するものであるかについては触れていない。

また康は、法律門の最後に付した按語で、

『春秋』は万身の法、万国の法なり。嘗て泰西公法を以て之を考うるに、同じき者、十の八、九なり。……いわゆる憲法の権利、即ち『春秋』謂うところの名分なり。蓋し治なるや、道に幾し。<sup>(15)</sup>

と述べている。西洋の事物とりわけ政治や制度に関わるもののが儒教經典の中に認められると主張し、その導入を正

当化するということは、この時期の康の著作に頻見されるところである。ここで「憲法の権利」が何を意味しているかは分明でないが、それが『春秋』の名分に附会されているのは、康が憲法を基本的な法規範と捉えたことを物語つているとはいえようが、国民の権利の保障という近代憲法の理念を彼が理解していなかつたことを暗に示しているとも考えられるであろう。

同様に政治門の「国家政治学」への按語は、

政治の学の最美なる者、吾が六経に如くなきなり。嘗て泰西の強き所以の者を考うるに、皆な吾が経義に暗合する者なり。

と述べ、議会については、西洋では「民氣を通ず」るために「一国の人を議院に合す」とし、これは『尚書』「洪範」の「謀、庶人に及ぼす」また『孟子』「梁惠王下」の「国人皆な賢さかしと曰う」であるとする。大統領制については、「衆、立てて民主と為す」であり、『春秋』（隱公四年）の「衛人、晋を立つ」は衆意によつたということであり、また『孟子』「尽心下」の「邱民に得られて天子となる」であるという。このように議会も大統領制も儒教古典に附会されているが、これらが憲法により規定されることには言及がない。さらに「議院書」への按語では、中國古代にも議院が存在したと記し、議院は西洋と日本の強国化をもたらした最善の制度であるとして『国会紀原』などを推奨するが、議院と君主・政府の関係には触れていない。<sup>[17]</sup>

以上の如く、『日本書目志』中の按語には近代憲法についての理解を示す記述は見当らぬが、とまれ康は「憲法」という語及び西洋諸国と日本には憲法が存在するということを、筆者の前稿で論じた日本の新聞雑誌記事の翻訳に

加え、収集した日本語文献から知つたのであつた。しかるに彼は日本語を学んでおらず、娘の康同薇が父親のために日本書を翻訳していた。ただ彼女は当時二〇歳に満たず、日本語を学習していたにしても、法律や政治など社会科学系の文献をどれ程理解し得たかは疑問が残るところである。憲法については、『日本書目志』による限り、康有為はこれを基本的な法と捉える以上の理解には至つていなかつたと考えてよいであろう。

## 2、戊戌年の上奏と上呈書にみる「憲法」

一八九七年秋入京した康有為は、ドイツの膠州湾占領という事態に際会し、同年末「上清帝第五書」を執筆する<sup>(18)</sup>。この上奏文は、中国分割の危機が迫つてゐるとして、ロシアのピョートル大帝と明治日本に倣い改革を断行せよといつた提言を記しているが、その中で、

茲より国事は国会に付して議行せよ。……万国の律例を採択し、憲法の公私の分を定めよ。  
と述べているのが「国会」「憲法」を初めて清朝に提議したものとして注目されてきた。

ここでの「国会」という語は『日本變政考』で府県会と対比して用いられており、一国規模の議会を指していると考えてよい。他方「定憲法公私之分」が何を意味しているかは分明でない<sup>(19)</sup>。西洋近代的な狭義の憲法でないとはいえるであろう。

一八九八年一月二十四日、康は総理衙門に呼ばれて清朝首脳部と会談し、同二九日に「上清帝第六書」を提出している<sup>(20)</sup>。ここでは二〇名前後より成る制度局を設置して新政の審議・決定を行うことが主張されているが、憲法や議

会については言及がない。その後、少数の精銳より成る制度局——議政処、立法院、懋勤殿など様々な名称が用いられるが内容はほぼ同じである——を変法の中枢機関とするという構想は、戊戌变法期を通じ康が一貫して主張するところとなる。ただこの間にあつても彼は幾度か「憲法」に言及している。次にこれらについて検討してみよう。

康は、御史宋伯魯のために代擬した六月一七日付上奏において、西洋の「三權鼎立」を援用しつつ中国でも「論思」の専官がなければ新制を作りえぬと論じ、漢の中書・尚書、宋の三司条例使、清聖祖の南書房、明治維新の参議局に倣り天下の通才を集めて内廷に立法院を設け、皇帝が親臨し親王・大臣も参加して「章程を草定し、憲法を酌定し、周人の象魏に懸る如く、後世の会典を修むる如く」せよという。<sup>(21)</sup>ここでは「憲法」は周代京城の門に高く掲げたような基本法、「章程」は会典の如き個別的な行政法規を意味していると考えられる。これらを少数精銳の「立法院」即ち制度局で作成するということである。

また康が八月に光緒帝に上呈した『波蘭分滅記』は、ロシアの侵略に加えボーランドの守旧派が国を誤ったことを教訓として変法の必要を説くが、その序は次のようにいう。いま制度局を開き変法するならば望みがあるが、数年遅れるならば、東北のロシアの鉄路が完成してロシアは長驅南下しており、この時「憲法を草定」しようとしてもロシアは許さず、旧法を守ることを強制するであろう、と。さらに同書卷六では、ボーランドの改革派に仮託して五カ条の具体策を提示するが、その一是、憲法を改めて維新を図る、旧法はもはや再用できぬので、万国の良法を探り新たに局を設け新法を草定せねばならぬ、という。<sup>(22)</sup>

以上の如く、戊戌变法期の康の上奏文や『波蘭分滅記』では、「憲法」とは国家の基本的な法であり変法の当初

に定めるものという意味で用いられていた。それは議会の開設や君主権の抑制を規定するわけではなく、西洋近代の狭義の憲法とは異質のものであった。

## 二、『日本変政考』における「憲法」

### 1、『日本変政考』について

康有為は『日本書目志』の編纂と並行して『日本変政考』の執筆を進めた。同書は一八九八年四月に一〇巻本として総理衙門を通じ光緒帝に上呈され、七一八月にはこれに加筆・修正と按語を加えた一二巻本が巻<sup>(23)</sup>ことに陸續上呈されている。

『日本変政考』は編年体史書の体裁をとり、明治元年から明治二三年の帝国議会開院までを扱っている。概ね指原安三『明治政史』（一八九一—一九三年）に依拠しているが、坪谷善四郎『明治歴史』（一八九三年）や黃遵憲『日本国志』に拠っているところもある。<sup>(24)</sup>正文一二巻に加え序・跋及び『日本変政表』が付されており、全体で約一五万字であるが、この中約四万字は序・跋と計三〇七条の按語にあてられており、明治維新及び中国の歴史と現状に対する康の見方や改革構想が記されている。

なお『日本変政考』の編年には意図的な或いは不注意による改変が頻見され、また文章についても、誤訳に加え原文の改竄や史実の捏造が見られる。これらからも康の考え方や構想を窺うことができる。

以下、同書で三権分立、議会、司法権、国民の権利の保障といった近代憲法の主要な内容がどのように捉えられ

てゐるかを検討し、当時の康の憲法理解の程度を探つてみたい。

## 2、三権分立

三権分立による權力の抑制均衡は近代憲法の重要な理念である。康有為は三権分立をどのように捉えたのであるか。

『日本變政考』は、慶応四年の政体書を掲載し、「<sup>(26)</sup>大法官中、立法・司法・行法の三権を分つ。則ち偏重を患わず」と記す。<sup>(27)</sup>また明治八年の木戸孝允ら四参議の政体取調案を紹介し、「立法・行政・司法の三権並立して偏重なきは歐洲の良制なり」とする。三権分立に対する康の評価が知られるが、これらは『明治政史』の記述のほぼ忠実な翻訳である。

さて康は、これらの記事への接語や上奏文で「三権鼎立」を大略次のように論じてゐる。

泰西の強きは「政体の善」にある。それは立法（議政）、行法（行政）、司法の三官より成る。立法官は「論議の官」で「制度を造作し、章程を撰定」する。行法官は「承宣布政し、率いて事を作興」する。司法官は「執憲掌律し、繩愆糾謬」する。三官が立ちて政体は立ち、三官が相侵さずして政事は挙る。

國の政体は人の身体の如きであり、立法・議政は心思であつて謀議を<sup>(つかさと)</sup>主る。行政は手足であり持行を主る。司法は耳目であり視聽を主る。三官中、議政が最重要である。手足があつても心思がなければ人とならぬのと同じく、行政があつても議政がなければ國を成さぬ。

今の中中国の政体を見れば、軍機大臣の皇帝との対面は須臾の間にすぎず、彼らは「喉舌を出納」するのみで国家の政治を考えてはいない。六部と總理衙門は行政官であるのに、事があればこれに下して議させており、立法官を兼ねている。いわば手足が心思の任を兼ねているのであるが、手足の愚が考へることなどできるはずがない。日本は変法当初この義を知り、互用・兼用の害をなくし、泰西の立政の本を得た。『書經』の三宅三俊、『詩經』の三事大夫は三権鼎立の義であり、唐の中書・尚書・門下にもややその意がある。いま中国で新法を行うには、三権を定めること、とりわけ思の専官を置くことが不可欠である。<sup>(28)</sup>

以上の如く、康は西洋諸国と日本の三権分立を賞讃しつつ、主に立法と行政の分離、立法の行政に対する優位という観点から論じている。立法部は人間の頭脳に、行政部は手足に擬されているが、両権力の抑制均衡には言及がなく、また立法と政策決定の区別も分明でない。「三権鼎立」は、儒教經典に附会しつつ、今の中中国には議政の専官が存在しないことを強調するために言われていると考えられる。

司法については、法を司り過失や誤りを正すというのみで、司法権の独立には触れていない。司法を耳目に準えているのは中国における御史の役割があつたからであろう。

とまれ康の「三権鼎立」は、それぞれの役割を持つ三権があるということを述べるにすぎず、抑制均衡による權力の制限に気付いていない故に、西洋近代の憲法思想・理論の理解に立脚したものとはいえぬであろう。

## 3、議会

## (一) 民選議院と制度局

前述の如く、康有為は三権の中でも議政・立法を最重要視していた。彼は議政に当たる機関をどのように考えていたのであろうか。

康は明治七年一月一七日の前参議副島種臣による民選議院設立建白への接語で、日本の変法、民選議院を以て大綱領と為す。夫れ人主の治を為すは、以て民のためなるのみ。民の選挙し選選するところの者を以て、之をして国政を議し人民を治めしむ。其の事は至公、其の理は至順。

との讃辞を記している。<sup>(29)</sup> また明治八年の木戸ら四参議の政体取調案への按語では、「昔、先王の天下を治むるや、民と之を共にせざるなし」と述べ、儒教經典には「民選議院の開端」が記されているとし、「民選議院の良制は泰西各国の成法にして、日本の維新の始基なり」と論じている。<sup>(30)</sup> 以上により、康は日本語文献より知った「民選議院」を議政機関のあるべき姿と考えたことが知られる。

しかしながら康は、「民智未開」の中国にあつては、民選議院に議政を行わせるのは「其の阻撓を増すのみ」であり「取乱の道」ともなるという。康は「学校と議会は相聯絡し相終始す」と捉え、学校が成り民智が開けるまでは議会を設けることはできぬとする。今の中国では、府州県議会を開き「徳意を奉宣し下情を通達」するのはかまわぬけれども、「国会を開く」のは時期尚早であるといふ。<sup>(31)</sup>

それでは当今の中国にあつて議政を行う機関は如何なるものであるべきか。これこそ第六上書以降康がくり返し

提案している制度局であり、少数の精銳により構成され、その下に法律局など具体的な職務分掌を持つ一二局を置くとされていた。かかる制度局は、議政の機關とはいっても、近代国家の議会ではなく、むしろ政策決定の中核であるという意味で内閣に近いものといえるであろう。

## (二) 議会の役割

康は、民選議院設立建白への接語において、

副島諸臣<sup>(ヤマ)</sup>、開誠布公にして、國人に予うるに選官の權を以てし、民をして國と己と相維繫するを知らしむ。必ず合力して之を保衛するを思うべし。万民、志を一にし、其の勢い自ずから強し。

と論じ<sup>(32)</sup>、議会は国民相互間及び國家と国民の一体感をもたらし國家を強くするという。その例として明治一四年の内国債募集に際し応募額が二倍を越えたことを取り上げ、國家を信頼する国民は喜んで国債に応募すると論じ、<sup>(33)</sup>「これ豈に議院の擧の以て之を感孚する有るにあらずや」と評している。

国民と外交という問題に関しては、日本外交は「民権を參用」したので國勢が大いに振い條約改正に成功したといふ<sup>(34)</sup>。他方、列国の港湾・領土要求に直面する当今の中国にあつては、かかる要求を受けた省は「省議院の公議」にはかると回答し、それでも要求がやまぬならば「該省下議院准さず」と告げるのがよいといふ。「洋人最も民権を重んじ、且つ深く我が中国の百姓を懼れ、衆怒を激するを恐る」からであるとする。<sup>(35)</sup> いずれも、議院に代表される民権が対西洋外交において行政府の後楯となり、その立場を強めるという理解に基づいているといえる。

## (三) 議員の選挙と議事手続

康は、慶応四年一月の三職七科の制及び二月の三職八局の制への按語で、

官人の法、尽く薦舉・選挙の両途に由る。薦舉は則ち公卿推薦し、選挙は則ち平民公挙す。

と記している。<sup>(36)</sup> しかしながら両制度のいずれにも薦舉という語は記されておらず、しかも「選挙」は官僚を選任するという漢文本来の意味で用いられていた。<sup>(37)</sup> これを改竄して「薦挙」と「選挙」に区分し、「選挙は則ち平民公挙」とするのは、康が「選挙」を投票による選挙の意味で用い、しかもこれを議員選出に際し採用すべき方法と考えていたことを示唆しているといえよう。

日本で選挙が投票によるものとの意味に確定したのは明治一年の府県会規則以降のこととされるが<sup>(38)</sup>、康は同規則四章三五条の全文を紹介している。<sup>(39)</sup> 以下これによつて彼が選挙や議会をどれ程理解していたかを見てみよう。

府県会規則の第一章総則については、地方税の徵収と予算案の議定に関する第一条や、府知事・県令の議案提出権を定める第三条には誤訳があり、府県会の性格また府知事・県令との関係が分明でないところがある。

第二章選挙については、失職議員の補欠選挙に関する第二四条は全くの誤訳となつてゐるが、被選挙権者を満二十五歳以上の男子で地租納稅額一〇円以上の者とする第一三條、選挙権者を満二〇歳以上の男子で同五円以上の者とする第一四条、記名投票の手續と得票多数者の当選を定める第一七条、議員の任期四年と二年毎の半数改選を規定する第二一条などは、第一三條に「二十五歳以下」との誤記があることを除き、概ね妥当な翻訳となつてゐる。

第三章議則に関しては、過半数の議員の出席による開会を定める第二五条は誤訳されているが、多数決による決

定を規定する第二六条は適訳となつてゐる。また府知事・県令の議案の趣旨説明を規定する第二七条、会議の傍聴に關する第二八条には誤訳が見られるものの、議員の討論権を保障する第一九条、議長の議場整理を規定する第三〇条は適切に翻訳されている。

第四章開閉については、毎年三月に開会し会期三〇日以内とする第三一条、内務卿による議員の解散と改選を規定する第三四、三五条など、概ね適切な翻訳となつてゐる。

以上、府県会規則の翻訳につき簡単に検討した。全体として見れば、誤訳や十分意を伝えぬ箇所が散見されるもの、明治前半期の日本の地方議会の選挙方法・手続や多数決その他の議事手続・規則について、康がそのあらましを理解していたことを示すものとなつてゐると考へてよいであろう。

ところで、国民が何らかの形で代表される議会の設置は成文憲法また立憲政治の不可欠の要素であるといえる。しかしながら康は、議会について述べる際、憲法に言及することはなかつた。

康は、議会とは「下情」を通じ「衆議」を集めること<sup>(40)</sup>、「天下の気を通じ、天下の心を会し、天下の才を合す」<sup>(41)</sup>ところであつて、これが最善の法・政策を案出し、また国民の統合による強国化をもたらすと考えた。ただ彼は中国の現状に鑑み立法の行政に対する優位を主張し制度局設立を唱えたけれども、これとは異なる民選の議会が行政府とどのような関係に立つのか、換言すれば立法権と行政権の相互抑制という憲法原則については、彼は判然とした考え方を有していなかつたと思われる。<sup>(42)</sup>

## 4、司法権

次に康有為が司法権をどのように考えたかを見てみよう。これについては、伊藤博文枢密院議長が帝国憲法発布直後に法官に対して行った演説から推測することができる。<sup>(43)</sup>

伊藤は、この演説で、憲法の趣意はモンテスキューの三権分立説とは異なり天皇の主権は帰一にして分割すべからずと論じた後、憲法第五章司法に逐条解説を加えている。彼は、憲法五七、五八、六一条に関しては、司法権の行政権からの独立、裁判官の独立という観点から詳しく述べて説明しているが、『日本変政考』ではこれらは全て省略されている。

『日本変政考』が取り上げているのは第五九条と第六〇条であり、特別裁判所に関する第六〇条の解説は概ね正しく紹介されている。ところが第五九条に関しては、伊藤は次のように演説したと記されている。

憲法五十九条、陪審官の例極めて佳し。有司は事冗<sup>あほ</sup>るに因り、或いは判獄精ならず、或いは下情審らかならず。故に陪審官、其の職は簡にして専、公選より出で、下情を熟諳し、吾が民の権利を保護し、疑いを決し啓閉すること自ずから瞭然たるべし。而して民もまた信服す。

さらに康は接語を付し、「疑獄は衆と共にす」とは中國の經義であるが、後世その道は失われ、裁判では「億万人の身家性命」を「法堂の一吏の独断」にまかせるようになり公正を望めなくなつたと論じ、憲法第五九条で泰西諸国に倣い陪審官を設けたことを「務を知ると謂うべし」と賞讃している。

しかしながら帝国憲法第五九条には「裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス」とあり、伊藤も裁判の公開は臣民の権利に

対し効力ある保護なりと解説しているのであって、これを陪審に關するものとする康の記述は全くの捏造であるといわねばならない。

康がこのような捏造を行つたのは、蓋し西洋諸国の陪審制度を高く評価し中国へも導入したいと考えていたからであろう。この際彼は「下情を熟諳」する者を公選して陪審官とするというが、これは前述の「下情を通ず」ところが議会であるという理解と通底しているといえる。このことは、康が立法と司法をいわば一部重なりあうものとして捉え、両権力間の対立を見ず、むしろ民情を上達するという点での同質性を認めていたことを示していると考えてよい。<sup>(44)</sup> かくみれば、伊藤演説中の行政権と司法権の相互独立が全く無視されていることと相俟つて、康の「三権鼎立」とは三権の存在をいう以上のものでなく、三権の分立、抑制均衡という近代憲法の理念を含意してはいなかつたということになろう。

なお陪審に關し、康有為は明治一三年七月に刑法と治罪法が布告されたことについて、

拷問及び口供の例を廢し、証拠人法を定め、陪審員を定む。十五年一月、裁断し新法を行う。  
と記すが、『明治政史』の当該箇所には、

拷問及口供甘結を廢し、証拠法を定めて裁断す。十五年一月より新法を行ひ、……

とあり、<sup>(45)</sup> 「陪審員」は「証人」とともに康が書き加えたものである。

また康は按語において「文治の國」たる西洋の裁判・刑罰制度と対比しつつ「刑律最重、監獄汚穢」で公正な裁判が行われぬ中国を批判し、次いで日本の西洋化努力を取り上げ、代言人・陪審員を設けるといった裁判制度の整

備や各種法典の編纂に努めているのは条約を改正して「不公不正の大恥大辱」たる治外法権を撤廃するためであると論じている。<sup>(47)</sup>

康の所論は、当時の日本には存在しなかった「陪審員」を除き、妥当なものといえるが、他面、彼は中国が見倣すべき西洋と日本の優れた司法制度の諸側面に注意を払っているものの、司法権の独立といった理論的な問題には関心を持たなかつたことを示唆していると考えてよいであろう。

### 5、国民の権利の保障

西洋近代国家の憲法は、国家の統治体制の基本を定めるとともに、国民の権利と自由を保障する諸規定を含んでおり、大日本帝国憲法も第二章臣民権利義務でこれについて規定していた。康有為は国民の権利と自由をどのように考えたのであろうか。

伊藤博文は憲法発布の直後に在京府県会議長に対し演説を行い、「第二章は十五条を以て成立し……法律の範囲内に於て當に臣民の享くべきの権利は約ね羅列して余す所なし」と述べているが、『日本變政考』はこれについて「第二章共十五条、成立臣民之権利」と記すのみである。<sup>(48)</sup> また伊藤は翌月の京都府会議員に対する演説の中で「一国の主權を明にして立法と行政の二大要素の区域を明にし又臣民の権利義務を明にする」の三点が憲法の主眼であるというが、『日本變政考』は「二章明保民之義」と記すにすぎない。<sup>(49)</sup> 同書の全体を通じて、国民の権利と自由について論じた箇所は見当らない。ただ言論の自由に関しては、康の考え方を窺わせる記述がある。以下これにつき

検討してみよう。

明治八年六月公布の讒謗律及び新聞紙条例は政府攻撃の言論を取り締るために制定された法令であるが、康はその全文を訳載するとともに、讒謗律に次の如き按語を加えている。

『言説を作成し正人を詆謗するは皆な宵小の長技なり。其の甚だしき者、以て人心を搖惑し国是を混淆すべし。故に泰西各国、皆な讒謗律あり。日本、変法の始め、方に民の觀聽を一にせんと欲し、先ずこの律を定む。則ち讒言自ずから去りて正論自ずから伸ぶ。……我国尚お此の律なし。故に是非顛倒す。流言の害は流賊よりも甚だし。亟かに<sup>すみや</sup>宜しく防ぐべきの者なり。<sup>(50)</sup>

このように康は、日本が西洋に倣つて制定した讒謗律を、讒言を去り正論を伸ばすものとして賞讃し、中国でも無責任な誹謗や流言を取り締らねばならぬと主張している。彼が依拠した『明治政史』が「頓に新聞条例及讒謗律の出づるあつて、言論出版の自由少しく縮るもの如し」と論じているにもかかわらず、康は言論出版の自由——のち帝国憲法第二十九条に規定される——が抑制されるとということには全く触れていない。

また康は、慶應四年の政体書に「在官人、私ニ自家ニ於テ他人ト政事ヲ議スル勿レ」<sup>(52)</sup>とあるのを曲解し、他人の政事の良し悪しを論ずることを官僚に禁じたものとした上で、次のような接語を付している。

泰西の俗例、無拠の言を造り妄りに相是非するを得ず。其の罪極めて重し。……日人の誓書即ち此の旨を發す。誠に、謠言を去るにあらざれば新政を行ふ能わざるを以てなり。……守旧の人の謠を以て守旧の人の心に入るは、其れ之に中ること尤も易く、即ち其の扇惑もまた尤も易く、新政に於て害を為すこと多し。故に謠言の律

を明定するにあらざれば、譏問を去りて変法する能わざるなり。<sup>(53)</sup>

さらに明治一八年一月に文部省が出した学校生徒の集会・運動の取締りに関する布達への按語では、

我が中国、間曹尤も多く、謠言を以て風氣と為す。<sup>(54)</sup> 頃に維新これ始まるに、守旧偏地、其の旧見を挟み、以て新政及び開新の人を攻む。浮言搖動し、大衆之に惑い、甚だしきは且つ不道の説、反逆の事、房帷の行なるを以て妄りに誣捏を為す。開新の人寡く、必ず之を避けて敢て事に任せざるに致る。

以上のように、康有為は、元来中国には仕事のない官庁や無駄な人員が多く、彼らは日頃から根拠なき謠言を流しているという。さらに明治維新当初に謠言禁止令が出されたかの如くに記しつつ、当今の中国で新政を行うに際し多数を占める守旧派は悪質な謠言や誹謗中傷を流布して新政を妨害せんとしていると論じ、謠言禁止令の制定を主張している。

右のような康の議論は、ある意味で清末官界の言論の性格を言い当てており、また少数派である自分たちが変法を推進する上で現実的な要請を表明したものでもあった。しかしながら『日本變政考』には、このように言論を統制すべしという主張は見られるが、言論の自由については言及がない。康には国民の権利としての言論の自由といふ観念は存在しなかつたと考えてよいであろう。

### 三、康有為の「憲法」構想

### 1、制度局と「憲法」

以上の如く、康有為は『日本變政考』の著述を進める中で明治維新後の法や制度の沿革を知り、それを自らの改革構想の参考材料にするとともに、改竄や捏造さえも含む独自の解釈を加え、自らの主張を補強せんとした。

『日本變政考』の最終巻は、『明治政史』におけると同じく、明治二三年一月二九日の帝国議会開院式と明治天皇の勅語朗読及び二日後の貴族院・衆議院の勅語奉答書捧呈で記述を終えているが、康はこれに、日本の変法二十四年にして後、憲法大成し、民氣大和し、人士学を知り、上下の情通じ、かかる後議院立ち、礼樂は莘莘、其の君もまた日ごとに益ます尊く、其の國日ごとに益ます安し。此れ日本の変法已に成るの效なり。

との按語を付し<sup>(56)</sup>、憲法制定とこれに続く帝国議会開院を成功裡に進行した日本の変法の帰結点と見なしている。

それでは、かかる日本の経験をふまえて中国は何をなすべきか。康は、按語に続く跋文において、中国は日本の前例にそのまま倣うべきであると述べ、その要点は、

群臣に大誓し、以て国是を定む。制度局を立て、以て憲法を議す。草茅を超擢し、以て顧問に備う。尊きを紅<sup>(かが)</sup>め貴きを降し、以て下情を通ず。多く游学を派し、以て新学を通す。朔を改め服を易え、以て人心を易う。  
であるとする<sup>(57)</sup>。この中の「国是」は『日本變政考』冒頭の五カ条の誓文をモデルとしたものとなろう。また「顧問」については、明治元年一月二七日「草茅」出身の大久保利通が総裁局顧問になつたと記し、「日本の顧問官、日々左右に侍し論思獻納す。……新政を講じ、行政の頭脳を得たり」と註記している<sup>(58)</sup>。だが制度局が議すとされる「憲

法」については何ら説明されていない。以下、この「憲法」は如何なるものであったのかを考えてみよう。

康は、同書冒頭で明治元年正月一日に五カ条の誓文が発せられたとし——実際の日付は慶應四年三月一四日——、翌二日の条では、三職八科が定められ、二月に課<sup>(59)</sup>が局に、四月に局が官に改められたと記している。<sup>(59)</sup>この記事は、一月一七日に三職七科の制が定められ、二月三日これが三職八局となり、閏四月二一日これを廃し太政官七官が置かれたことをまとめて述べたものである。接語で「元二一日の規模、已に闊遠なるを觀る」と記す如く、明治改元の直後に大規模な改革が行わたったことにするためには日付を変えたのである。<sup>(60)</sup>

また正月二日の条では、総裁・議定・参与の三職と神祇事務局以下制度事務局までの七局の職掌が記されている。ここで康は、「特に制度一局を立つ、議政の司なり」と註記し、接語において、

制度局、儀制・官職の諸規則を撰叙す。此の局を專立し、更新乃ち頭脳あり、尤も変政の下手の法たり。蓋し百司皆な手足たりて但だ行法の官たり。制度の撰叙、心の如きの論思あるにあらざれば、則ち百司は散乱、手は妄持して足は妄動せん。

と論じ、<sup>(61)</sup>「官職制度名分儀制撰叙考課諸規則ノ事ヲ督ス」<sup>(62)</sup>にすぎぬ制度事務局に対し、「議政」「論思」に当たり行政諸官庁が従うべき諸制度・規則を作成する変政の中核機関としての役割を担わせている。康の変法構想の中核たる制度局設置がかかる意図的誤謬に基づいていることは夙に先学により指摘されている。<sup>(63)</sup>

次いで康は、正月一四日の条に「参与局を宮中に置く」と記し、接語で以下の如くいう。

維新の政は再造と同じで何事も草創である。それ故、別に一司を開いて審議決定し、章程を作成せねばならぬ。

またこれは宮中に置き、人主が親臨せねばならぬ。さもなくば、草茅・游士出身の一、二の徴士が大政を変更しても必ず大臣に嫉まれ、謗議が沸騰しよう。また百官は守旧派で新政に反対し、たとえ奉行するとしても新学に通ぜず旧例にとらわれよう。このためにも通才・新進を抜擢せねばならぬ。且つ百司は行政官であり論思の専任者がいるないので、「特に参与局を開き、以て新政を謀るは、實に変法の下手」である。日本は制度を全て変革し、総裁局で之を定め、制度局で之を撰し、公卿・処士を選び参与として局を開き、新制を議定した。<sup>(64)</sup>

「明治政史」には、「〔正月〕一四日参与局を宮中に移す」と記されているにすぎぬ<sup>(65)</sup>が、康はこれに以上のような解釈を付け加え、変法を遂行する上での「草茅」「通才」「新進」の登用と君主の役割を強調している。

四月二一日の条では、<sup>(マ)</sup>大政官に議政・行政・神祇・会計・軍務・外国・刑法の七官が置かれたと述べ、議政官中の上局下局それぞれの構成と職掌を記し、按語で、

日本の変法、僅か一、二月にして政体乃ち大定す。大政中に能く議政・行政の二義あるを知り、議政中に能く上局・下局の二所を分ち、上局の中に公卿・諸侯・大夫・徴士を以て並び充て、大いに資格を破り、草茅を擢用し、泰西の政体已に大立せり。……日本、大政官中に議局を專置し、徴士を以て参与と為し、政体を創立し、法制を造作し、機務を決定す。

と論じている。太政官中の議政官上局において草茅から抜擢された徴士が参与として西洋型の「政体」を創立するなどの重要な役割を演じたとされるが、「徴士」は太政官七官制では「士庶人」と記されているものである。<sup>(67)</sup>

翌々日の二三日の条では、五カ条の誓文を「準的」として政体書が頒布されたことを述べ、後述する如き長文の

按語を付しつつその全文を訳載している。

以上のように『日本變政考』は、

参与局の宮中移転（一月一四日）→三職七科（一月一七日）→三職八局（二月三日）→五カ条の誓文（三月一四日）→太政官七官（閏四月二一日）→政体書（閏四月二七日）

という慶應四年（明治元年）前半の推移を、

五カ条の誓文→三職八科→参与局の宮中設置→大政官七官→政体書

という順に、史実の歪曲を伴いつつ並べ換えていた。その際康は、制度事務局の役割を過大視して「變政」の中枢としての役割を担わせ、さらにこれが宮中に設けられた参与局に受け継がれ、参与局が「變政」よりも一層根本的な「變法」に当たったと論じている。<sup>(68)</sup> 参与には公卿などとともに通才・新進・草茅出身の徵士が任命されたとし、彼らが太政官中の議政官上局で政体書を作成したと捉えている。かかる議論は、議政の官が存在しない当今の中国への批判を伴いつつ展開されている。

ところで康は、一八九八年六月一九日の上奏で變法を論じ、先ず皇帝が群臣に大誓して哀痛嚴切の詔を下し、「尽く旧習を革め、之と更始す」など六カ条を天下に布告し、次いで内廷に制度局を設け通才を入れ皇帝が親臨して日夕討論し、「全規を審定し典法を重立」せよと提言している。<sup>(69)</sup> 右に述べた明治維新史の解釈或いは改竄は、かかる変法構想を念頭に置き、これを根拠づけ正当化するためになされたものといえよう。

このように見れば、康が制度局で議せと主張する「憲法」は、もし起草されていたならば、五カ条の誓文をふま

えた政体書の如き、群臣への大誓をふまえて制度局など新政の統治機構を記したものとなつてゐたであろう。

## 2、康の「憲法」と大日本帝国憲法

『日本変政考』には明治期の様々な法令・規則類が収録されているが、大日本帝国憲法は掲載されていない。即ち同書の卷一には、

明治二十二年二月十一日、帝国憲法發布式を挙行す。輦轂の下、男女老少、誠欣誠喜し、手足を踏舞す。

とあり、宮中での憲法發布式とその後の青山練兵場での観兵式の模様を記すけれども、同日に制定また公布された大日本帝国憲法と皇室典範、及び憲法付属法というべき議院法、衆議院議員選挙法、会計法、貴族院令については、後二者のみを掲載するにすぎない。<sup>(70)</sup>

前述の如く、康有為は憲法制定とこれに続く帝国議会開院を日本の変法の帰結点と見なしていた。その彼が帝国憲法を掲載していないのは一見不可解といわねばならぬであろう。<sup>(71)</sup>以下この問題について考えてみよう。

筆者は、前節において、康が制度局で議すべしという「憲法」は日本の政体書に相当するものであろうと推定した。康は『日本変政考』で政体書に一〇カ条の接語を付しているが、その要旨は次のようなものであつた。

①制度は善を尽すも日更月改を妨げぬ。

②西洋が強い理由は三権鼎立という政体の善にあり、日本はこれを採用したが、中国には立法機関が存在しない。

③資格でなく才能により下僚・徵士・庶人を登用し、民情を上達させる。

- (4)官僚と小民との隔絶をなくす。
  - (5)誹謗や謠言を取り締る法律の制定。
  - (6)才人が立法に、貴人が行法に当たる。
  - (7)大政は天下の庶人・賢士に付すべきであるが、風氣未開の中国では君權でもつて断行せねばならず、この際通才を選んで顧問とする。
  - (8)中央官庁の次官には資格にかかわらず才能ある士庶人を任命する。
  - (9)実際に仕事を行う「官」と名譽職たる「爵」は本来別ものであり、両者を分けて新政のポストは官とし、旧官は爵とする。
  - (10)道ごとの新政局、県ごとの民政局の設置。<sup>(72)</sup>
- 以上の如き按語とこれまで論じてきたところ、及び制度局設置を主張する康の第六上書と六月一九日付上奏とを勘案すれば、康がいう「憲法」とは、議会に関する規定を持たず、強力な権限を有する少人数の制度局とその下にある法律局以下の一二局及び地方の新政局と民政局について記し、また官僚の任用方法や皇帝の顧問の設置、言論の統制についての規定を含むが、国民の権利の保障には言及せぬものとなるのではないか。かかる「憲法」は、新政を遂行する上での暫定的な基本法ではあるが、大日本帝国憲法とは相當に異なるものといわねばならぬであろう。

既に諸家により指摘されている如く、『日本變政考』は光緒帝に上呈して變法の必要を説得し、その指針とする

ために執筆されたものであった。康は、これに大日本帝国憲法を掲載すれば、制度局で作成すべき「憲法」との齟齬が大きく、光緒帝に混乱を与える誤解を招くと判断したのではあるまいか。また皇室典範は清朝の祖制に抵触する恐れがあり、議院法と衆議院議員選挙法については、康は国会開設は将来のことと考えていたので、これらを掲載しなかつたものと推測される。

他方、会計法に関するでは、康は予算制度につき規定する第二一一四条に按語を付し、「来年の経費は皆な先に予算し、各官は皆な其の歳俸を厚くして別に陋規なし」と述べ、「其の政体は清明」と賞讃し、これに対し官僚の俸給が少なく陋規・中飽といった不正が横行する中国の現状を批判している。また第三一条「政府ハ国庫金ノ取扱ヲ日本銀行ニ命スルコトヲ得」を「政府之国庫金、於日本銀行支取」と漢訳し、按語で「泰西の国帑は皆な国銀行に存して息を生む。故に、支用あらば皆な国家銀行に到りて支取す」と述べ、中国では戸部以下府県に至るまで庫があり銀を藏しているが利息を生んでいないと批判し、国庫を国銀行に改めれば利息により売官の弊をなくすことができるという。貴族院令については、第一条中の多額納税議員の項に按語を付して「其の富を取れば則ち私を貪らざるなり」と記し、「富民を選びて州県各省議局を為る」ことを提案している。<sup>(74)</sup>

以上のように、会計法と貴族院令については、康は当面の改革に取り入れるべきものがあると判断し、これらの全文を『日本變政考』に掲載したと考えられる。

## おわりに

康有為とその門弟は、対日敗戦後日本に関心を向け、改革の参考とすべく日本書を収集し『日本書目志』を編纂した。康はその過程で「憲法」の存在を知り、戊戌年の上奏文や上呈書とりわけ『日本變政考』で憲法に言及するようになる。ただ彼は三権分立を賞讃するけれども、これは中国には立法機関が存在しないことを強調するためであつて、権力の分立による抑制均衡や司法権の独立といった近代憲法の理念を理解した上でのことではなかつた。憲法という語は国家の基本的な法という意味で用いられていた。

康は憲法制定と帝国議会開院を日本の変法の帰結点と見なしたが、彼の変法構想の当面のモデルは慶応四年前半の政体書頒布に至る過程であった。彼が制度局で議せという「憲法」は、議会や国民の権利についての規定を欠き、強力な権限を持つ制度局を始めとする統治機構について記し、また言論の統制を諱うものとなつていていたであろう。これは西洋近代の憲法とは異質の、変法を遂行するに際しての基本法であつて、かく見れば康が立憲君主制の樹立を目指したということはできない。

なお康は、議会開設は将来の課題とするけれども、日本の地方議会に関し、選挙方法や議事手続など制度のあらましを当時の士大夫としては相当程度理解していた。ただ彼は、議会は民意・民情を上達するところと捉え、国民の統合をもたらし国家を強くするというけれども、議会による君主権・行政権の抑制には触れていない。議会は立憲政治の不可欠の要素であるが、康の議会論は、彼が国民の権利の保障を全く無視し逆に言論の統制を強調してい

ることと相俟つて、立憲君主制の理解に基づくものとはいえぬであろう。

周知の如く、康の構想は実現を見ず、一八九八年九月の政変により康は梁啓超らとともに日本に亡命する。梁は日本語を学び日本語文献を通じて様々な学問や思想を吸収し始め、翌年『清議報』に「各国憲法異同論」を発表する。これは加藤弘之「各国憲法ノ異同」の漢訳であったが、憲法とは constitution であり国家の一切の法律の根本の大典であって、如何なる政体であれ憲法といわれるものがあるが、近日では議院を有する国が定めた国典のみが憲法と称されると述べ、モンテスキューを引用して三権分立を説明し、臣民の権利と義務にも言及していた。<sup>(75)</sup> 梁は、憲法とは単に国家の基本法というばかりでなく、より限定された意味を持つものであることを知ったといえる。以後、康・梁らは憲法についての認識を深め、清国を立憲君主制国家にすべく言論活動を展開することになる。<sup>(76)</sup>

なお黄彰健や孔祥吉が指摘している如く、康有為の門弟が編輯した一九一年刊行の『戊戌奏稿』には改竄また捏造の奏文が多く含まれている。かかる作為は、戊戌变法当時、康が憲法制定・国会開設を主張したことに対するという目的の下でなされたものであった。

### 『戊戌奏稿』所収の作為された上奏文には、

信教の自由は憲法の大義たり。

三権鼎立の說出てより、国会を以て立法し、法官を以て司法し、政府を以て行政し、而して人主之を総べ、憲

法を立定し、同じく治を受く。人主は尊くして神聖たり、責任を受けずして政府之に代る。

司法の独立、責任政府の例、議院選挙の法は各国の通例具存せり。

戊戌变法期の「憲法」 佐々木

とあり、<sup>(7)</sup> 康らの立憲君主制理解を示すものとなつてゐる。このように信教の自由、君主の無咎責、責任政府、司法の独立など一八九八年には言われていないことが後年書き加えられているという事実は、戊戌変法當時、康がかかる近代憲法の原則を理解していなかつたことを逆に物語つてゐるのではないか。

康有為らが近代憲法また立憲君主制の意味するところを理解したのは亡命後の日本においてであつて、戊戌変法に際し康は立憲君主制の樹立を目指したとする通説的見解は訂正されねばならない。

## 註

- (1) 佐々木揚「清末の『憲法』——日清戦争前後」『九州大學東洋史論集』三二号、二〇〇三年。
- (2) 最近の主な研究は次の通り。劉振嵐『戊戌維新運動專題研究』首都師範大学出版社、一九九九年。王晓秋主編『戊戌維新与近代中国的改革——戊戌維新一百周年国际学术討論会論文集』社会科学文献出版社、二〇〇〇年。蔡榮蘇・張勇・王憲明『戊戌變法史述論稿』清華大学出版社、二〇〇一年。宋德華『嶺南維新思想述論』中華書局、二〇〇二年。湯志鈞『戊戌變法史(修訂本)』上海社会科学院出版社、二〇〇三年。茅海建『戊戌變法史事考』三聯書店、二〇〇五年。湯志鈞『康有為伝』台灣商務印書館、一九九七年。馬洪林『康有為評伝』南京大学出版社、一九九八年。
- (3) 黃彰健『戊戌變法史研究』中央研究院歴史語言研究所、一九七〇年。
- (4) 黃明同・吳熙釗主編『康有為早期遺稿述評』(中山大學出版社、一九八八年)所収。「傑士上書彙錄」を含む諸史料を編纂したものとして、孔祥吉編『救亡圖存的藍圖——康有為變法奏議輯証』(聯合報系文化基金会、一九九八年、以下『救亡圖存』として引用)がある。
- (5) 研究動向整理として、馬洪林『戊戌維新百年研究述評』(王晓秋主編前掲論文集所収)がある。劉振嵐前掲書にも「建国以来戊戌維新運動史研究状况簡介」が入つてゐる。
- (6) 小野川秀美『清末政治思想研究』みすず書房、一九六九年。彭澤周『中国の近代化と明治維新』同朋舎、一九七六年。深澤秀男『戊戌變法運動史の研究』国書刊行会、二

○○○年。

(7) 藤谷浩悦「清末変法運動研究の動向と課題」辛亥革命研究会編『中国近代史研究入門』汲古書院、一九九二年。

(8) 莉知仁『中国立憲史』聯經出版事業公司、一九八九年。

章慶遠・高放・劉文源『清末憲政史』中國人民大學出版社、一九九三年。徐祥民等『中國憲政史』青島海洋大學出版社、

二〇〇二年。張晋藩『中國憲法史』吉林人民出版社、二〇〇四年。莉知仁以外はいずれも、康らは戊戌変法に際し君主立憲制度を実現せんとしたという。

(9) 孔祥吉は、康がいう憲法は西方資本主義国家のそれではないとするが、これ以上の説明は行っていない。『救亡圖存』、xii頁。

(10) 黄彰健、彭澤周前掲書以外に、次の論文がある。村田雄一郎「康有為『日本變政考』小考——制度局開設をめぐつて」北京日本学研究センター『日本学研究』創刊号、一九九一年。柴田幹夫「康有為の日本認識——『日本變政考』を中心として」『龍谷史壇』一〇八号、一九九七年。

(11) 姜義華・吳根樸編校『康有為全集』第一集、上海古籍出版社、一九九〇年、六三頁。

(12) 兩書については、佐々木揚『清末中国における日本觀と西洋觀』(東京大学出版会、一〇〇〇年)の第三章を参

照されたい。

(13) 『康全集』第二集、三三三—三六頁。なお柴田前掲論文は「攻日策」が『日本地理兵要』に依拠していることに気付いていない。

(14) 「上清帝第四書」「康全集」第二集、一六九一—七〇、一七三、一七六—一七七頁。

(15) 姜義華編校『康有為全集』第三集、一九九二年、五八三—五八六頁。

(16) 同書、七八一、八一二頁。

(17) 同書、七四三、七四八頁。

(18) 湯志鈞編『康有為政論集』中華書局、一九八一年、上冊、二〇一—二〇頁。執筆・刊行の事情や時期について

は、孔祥吉『康有為變法奏議研究』(遼寧教育出版社、一九八八年)、一五七—一六七頁、劉振嵐前掲書、一〇一一〇二頁、を参照。

(19) 房德隣は民權と君權それぞれの権限をはつきり分ける憲法の制定を要求したとする。房德隣「康有為与戊戌變法」王曉秋主編前掲論文集、四八八—四八九頁。馬洪林は「公」は君主立憲を実行する公天下制を、「私」は君主專權の家天下制を指し、憲法で國家政体の性質と形式を確定するということであるという。馬洪林前掲書、二九一—二九二頁。

多くの先行研究はこのように「憲法」を西洋近代的な憲法の意に解しているが、他方荊知仁は、語は不詳であり近代の立憲政体と直接の関係はないとする。荊知仁前掲書、六三頁。徐祥民はこれをふまえて、「憲法公私之分」が何を意味しているのか、権力の画分を含意しているのか、光緒帝は推測できなかつたであろうという。徐祥民等前掲書、四九頁。筆者は荊、徐の見方が妥当であると考える。

(20) 「請大督臣工、開制度新政局摺」「救亡圖存」三一—一頁。

(21) 「變法先後有序、乞速奮乾斷以救艱危摺」同書、一〇九—一一頁。

(22) 同書、二九〇—二九一頁。孔祥吉『康有為變法奏議研究』、三八〇—三八二頁。

(23) 王曉秋等『戊戌維新与清末新政』北京大学出版社、一九九八年、三七頁。『日本變政考』一二卷本には今日二種のテキストが存在する。一つは、康家に残されていた稿本をメリーリ・ライト (Mary C. Wright) がマイクロフィルムに撮影したので、黄彰健編『康有為戊戌真奏議』(中央研究院歴史語言研究所、一九七四年以下『真奏議』として引用) 及び蔣貴麟編『康南海先生遺著彙刊』(宏業書局、一九七六年) 第一〇冊、に収録されている。いま一つは北

京の故宮博物院に保存されていた進呈原本で、一九九八年に『康有為日本變政考』として紫禁城出版社より影印出版された。両者は基本的に同じであるが、ただ前者には「日本變政表」は入っていない。以下、引用は後者による。

(24) 『明治歴史』が用いられていることについては、彭澤周前掲書、九三一九四頁、を参照。『日本国志』について

は、鄭海麟『黃遵憲与近代中國』(三聯書店、一九八八年)、二七三—二七五頁、を参照。

(25) 黄明同・吳熙釗前掲書、八七頁。なお劉振嵐は註・序・跋・按語で計三万三千字とする。劉振嵐前掲書、一七八頁。

(26) 『日本變政考』卷一、三五頁表。政体書は慶応四年閏四月二七日に頒布されたが、これを明治元年四月二三日とする。明治と改元されたのは慶応四年九月八日のことである。但し『明治政史』は同年正月より明治の元号を用いて記述している。以下、明治期の年月日は、明治五年までは陰曆に、六年以降は陽曆による。

(27) 『日本變政考』卷六、一二二頁表。明治八年三月二八日が七年二月二八日とされている。

(28) 同書、卷一、三五頁裏—三七頁裏。卷二、二五頁裏。

「救亡圖存」、一一〇頁。

(29) 『日本變政考』卷六、三頁表。なお日付を一月四日と

誤記している。

(30)

同書、卷六、一二頁裏—一三頁裏。

(31) 同書、卷六、三頁表—裏、卷七、三八頁表—裏。加藤弘之は、民選議院設立建白に対する反駁書において、人民の知識が未だ開けておらず、先ず学校を興し人材を教育せねばならぬと論じ、また姑く府県内に小議院を設立するのがよいと述べている。指原安三『明治政史』(吉野作造編

『明治文化全集』(日本評論社、一九二八年)第二—三卷、所収)上、二二九—二三二頁。康の議論はこれをふまえていふと思われる。『日本變政考』卷六、九頁裏—一〇頁表、には「宮内省四等出仕加藤宏之、之を見て書を移し、副島・後藤・板垣三氏を難す」とのみ記されている。

(32) 同書、卷六、三頁表。この議論は民選議院設立建白をふまえていると思われるが、同建白は掲載されていない。

(33) 同書、卷六、三九頁裏—一〇頁表。

(34) 同書、卷二、四二頁表。

(35) 「変法自強宜仿泰西設議院摺」『救亡圖存』、二二四頁。

(36) 『日本變政考』卷一、一一頁裏。

(37) 『明治政史』上、二四一—二七頁。

(38) 尾佐竹猛『日本憲政史大綱』一九三八年、宗高書房復刻、一九七八年、上、一四六頁。「始めは選挙とは汎く選

ぶという意味で、選抜、抜擢等をも指し、必らずしも投票に依るものと指すに限らなかつた」とされる。

(39) 『日本變政考』卷七、三三二頁裏—三八頁表。『明治政史』上、三〇九—三一一页、を参照。

(40)

『日本變政考』卷四、一一頁表—裏。

(41)

『康全集』第三集、七四八頁。

(42) 因みに康は、明治一九年公布の各省官制などへの按語では、各省が執行する様々な政策の統合に当るのは内閣であり、衆議院・貴族院や地方議会はこれを補佐するものと捉えている。『日本變政考』卷一〇、三〇頁表。

(43) 同書、卷一、一二頁裏—二三頁裏。『明治政史』下、四四一四七頁。なお伊藤は明治二三年一月一五日在京府県

會議長に、一七日法官に対し演説を行つたが、康は両演説とも一三日に府県會議長に對してなされたとする。

(44) 因みに鄭觀応も、『盛世危言』(一四卷本、一八九五年)中の「公拳」に「議員・陪審を公拳するの法、固より甚だ善し」と記し、議員の選挙と陪審員の選任を同性質のことと捉えている。夏東元編『鄭觀応集』上海人民出版社、一九八二年、上冊、三三九頁。

(45) 『日本變政考』の進呈原本には「証定拵人法」とあるが、淨書の際誤記したものであろう。同書、卷八、一五頁

- (45) 裏。引用は稿本に拠った。『真奏議』、三一〇頁。
- (46) 『明治政史』上、三五六頁。
- (47) 『日本變政考』卷八、一七頁裏——九頁表。
- (48) 『明治政史』下、三八頁。『日本變政考』卷一二、一七頁裏。なお前註(43)を参照。
- (49) 『明治政史』下、五五頁。『日本變政考』卷一二、二十四頁表。
- (50) 同書、卷六、四三頁表——裏。なお明治七年七月二八日公布とされている。因みに、英独と日本に「謗謗の律」があることは、梁啓超『論報館有益於國事』(『時務報』第一冊、一八九六年八月九日)で論ぜられている。康・梁は以前から謗謗律に注目していたことが知られる。
- (51) 『明治政史』上、一二六九頁。
- (52) 同書、四四頁。
- (53) 『日本變政考』卷一、三九頁裏——四〇頁裏。
- (54) 明治二二年一月公布の議会並議員保護法への按語にも「中國、冗員太多多く、間居して事とするところなく、専ら造謠毀人を以て業となす」とある。同書、卷一一、四四頁裏。
- (55) 同書、卷九、三〇頁裏——三一頁表。日付は明治一七年九月二〇日とされている。
- (56) 同書、卷一二、三九頁裏——四〇頁表。
- (57) 同書、卷一二、四〇頁裏。なお「紳尊降貴」と「多派游学」はビヨートル大帝治下のロシアが強大化した理由ともされている。孔祥吉『康有為變法奏議研究』、三三九頁。
- (58) 『日本變政考』卷一、一九頁表。
- (59) 同書、卷一、九頁表——裏。
- (60) 同書、卷一、一三頁表。村田前掲論文、九三頁。
- (61) 『日本變政考』卷一、一〇頁表、一三頁表——四頁裏。
- (62) 『明治政史』上、二七頁。
- (63) 村田前掲論文、九七頁。黃彰健『戊戌變法史研究』、一二一頁。
- (64) 『日本變政考』卷一、一五頁表——六頁表。
- (65) 『明治政史』上、一二三頁。
- (66) 『日本變政考』卷一、三一頁表——三三頁表。
- (67) 『明治政史』上、四一頁。
- (68) 「變政」と「變法」について、康は明治九年九月明治天皇が元老院に國憲の起草を命じたことを記す際、按語において、「改官制、變選舉」は變政であつて變法ではなく、「國憲を改定」したことが「變法の全體」であると論じている。『日本變政考』卷七、二四頁表。ただ同書には「變政」と「變法」を同じ意味で使つていると思われるところ

もある。

(69) 「為恭謝天恩、請御門誓衆、開制度局、以統籌大局摺」  
『救亡圖存』、一二〇一—一二二頁。

(70) 『日本變政考』卷一一、一頁表一—四頁裏。これら諸法が一体となつて明治日本の constitution が構成されたといわれる。瀧井一博『文明史のなかの明治憲法』講談社、二〇〇三年、一四三頁。

(71) これについて黄彰健は、帝國憲法は主權は人民でなく天皇にあると規定しており、康はこれに賛成しなかつたので省略したと解している。黄彰健『戊戌變法与素王改制』田伏隆・朱漢民主編『譚嗣同与戊戌維新』岳麓書社、一九九九年、六七六頁。筆者は、以下に述べるところにより、これに同意できない。

(72) 『日本變政考』卷一、三五頁表一五五頁裏。

(73) 因みに、皇帝が群臣に大誓して布告するとされる六カ条は五カ条の誓文の焼き直しであるが（村田前掲論文、九六頁）、「六則著阻撓新政、既不奉行、或造謠惑衆、攻謔新政者之罪」という五カ条の誓文にはない一条が加えられている。前註（69）に同じ。

(74) 『日本變政考』卷一一、二頁表一裏、一〇頁表一裏、一一頁裏一一二頁表。

(75) 狹間直樹『梁啓超研究与「日本」』『近代中國史研究通訊』二四期、一九九七年、五〇頁。

(76) 梁啓超『飲冰室文集点校』（吳松他点校）雲南教育出版社、二〇〇一年、第二集、一〇五六—一〇六一頁。

(77) 『真奏議』、四六六、四七〇、四七四頁。孔祥吉『戊戌維新運動新探』湖南人民出版社、一九八八年、一九一—一九八頁。